

名古屋港管理組合公報

平成27年 7月15日
(水曜日)
第 562 号

目 次

○措置通知の公表	1
○電子公印の使用について	2
○名古屋港審議会委員の任免	2

監 査 公 表

監査公表第 3 号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成27年 7月15日

名古屋港管理組合監査委員 石 井 芳 樹
同 西 川 洋 二
同 鈴 木 邦 尚

平成27年監査公表第 1 号分

監 査 結 果	措 置
<p>指摘事項 (支出事務) ア 超過勤務手当において、未支給及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 企画調整室、総務部、建設部</p> <p>イ 在勤地出張に係る旅費において、支給不足及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 総務部、港営部、建設部</p>	<p>指摘事項 (支出事務) ア 企画調整室 未支給については、平成27年 2月 3日に追給の措置を講じた。 過支給については、平成27年 2月 3日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、周知を徹底し、庶務事務システムの誤入力等を防止するとともに、各申請の確認に努めていく。</p> <p>総務部 過支給については、平成26年12月 2日及び 3日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、課内周知を徹底し、庶務事務システムの誤入力を防止するとともに、各申請の確認に努めていく。</p> <p>建設部 未支給については、平成27年 2月13日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知及び理解の徹底を図り、各申請の確認に努め、庶務事務システムの誤入力を防止する。</p> <p>イ 総務部 支給不足については、平成26年12月12日及び18日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p>

港営部
支給不足については、平成26年11月17日及び平成27年1月14、15日に追給の措置を講じた。
今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による旅費の経路の比較をして支払うよう徹底する。

建設部
支給不足については、平成26年11月27日、平成27年1月6日、15日、26日及び3月11日に追給の措置を講じた。
過支給については、平成27年3月6日及び13日に戻入の措置を講じた。
今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による申請の確認を行うとともに、申請及び承認時には、経路・運賃等は適正かの確認を確実にすること、また承認後においても再確認を行うなどして、適正額を支給することとする。

公 告

名古屋港管理組合公印取扱規程（昭和36年訓令第2号。以下「規程」という。）第15条第3項の規定に基づき、名古屋港管理組合の公印の種類、用途、電子印影の寸法、電子印影を出力して作成する行政文書の名称及び使用開始年月日を次のとおり公告する。

平成27年7月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

種 類	用 途	電子印影の寸法 (mm)	電子印影を出力して作成 する行政文書の名称	使用開始年月日
管 理 者 印	一般文書用	方12	納入通知書（口座振替用）	平成27年7月24日
会計管理者印	出 納 用	方12	領収書（口座振替用）	平成27年7月24日

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

澤 田 丸四郎 （4月30日）

瀬 木 吉 治 （6月10日）

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

藏 富 茂 （6月24日）

岡 本 善 博 （6月29日）

深 谷 勝 彦 （ 同 ）

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合